

船舶インシデント調査報告書

令和4年3月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年5月23日 01時20分ごろ
発生場所	長崎県平戸市生月島西方沖 大礫鼻灯台から真方位284° 6.0海里付近 （概位 北緯33° 27.8′ 東経129° 18.8′）
インシデントの概要	漁船第八十五昭徳丸は、航行中、主機が過回転となり、過給機が損傷して、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年7月1日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八十五昭徳丸、300トン 131543、富栄海運有限会社 ディーゼル機関、4サイクル、出力1,154kW、回転数毎分605、8気筒、ボア280mm、使用燃料A重油、平成元年11月機関製造、平成元年11月27日進水
乗組員等に関する情報	機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	軽傷 1人（機関長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか5人が乗り組み、航行中、船長が船橋で、主機の過回転を認め、主機緊急停止ボタンを押したものの、主機は停止せず、機関長が機関室からの異音及び煙突から排出された黒煙を認め、主機が過回転したと判断して、機関室へ行き、燃料操縦ハンドル操作では主機が停止しなかったため、主機への燃料供給を遮断して主機を停止させた。</p> <p>本船は、船長が、船舶所有者に本インシデントの発生を連絡し、来援した僚船にえい航されて、長崎県新上五島町浜串漁港に入港した。</p> <p>機関長は、機関室へ入って、燃料操縦ハンドルに向かっていった際に、過給機の損傷時に飛来した物体により背中を受傷しており、浜串漁港に入港したあと、病院で受診して右背中側の肋骨骨折等と診断された。</p> <p>本船は、本インシデント後、整備業者による点検の結果、主機の燃料操縦ハンドルと燃料加減軸を接続する継ぎ手のネジ（以下「本件ネジ」という。）がロックナットと共に外れており、燃料制限装置が機能せず、燃料が過剰に供給されたため、主機が過回転を起こして、過給機が損傷したことが判明した。</p>

	<p>燃料加減軸は、令和2年2月に整備業者によって、取替整備が行われていた。</p>
分析	<p>本船は、令和2年2月の燃料加減軸の取替整備後、本件ネジの締め付け状態が点検されていない中、航行中、本件ネジのロックナットが、徐々に緩み、本件ネジが外れたことから、燃料制御が機能せず燃料が過剰に供給され、主機が過回転を起こして過給機が損傷し、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が航行中、本件ネジが外れたため、燃料制御が機能せず燃料が過剰に供給され、主機が過回転を起こして過給機が損傷したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 機関長は、主機の燃料操縦ハンドルと燃料加減軸を接続する継ぎ手のネジ及びロックナットが緩んでいないか点検すること。